

議案第72号

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第85号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成24年9月3日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、所有者から返還の申出があった運動広場を廃止することに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市運動広場等の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表北名古屋市法成寺運動広場（ゲートボール場）の項を削る。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。